

みんなを支える

介護保険 国民健康保険

表1 介護保険給付費の負担割合(平成15年度~平成17年度)

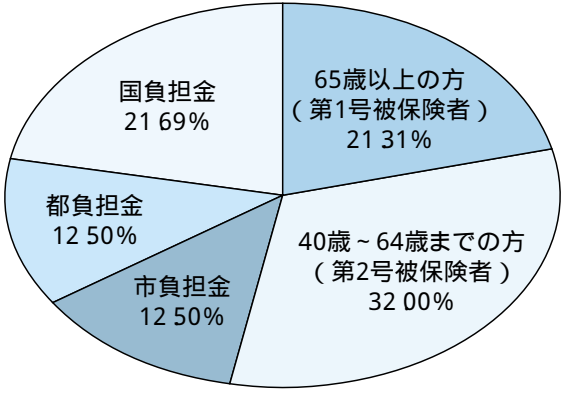
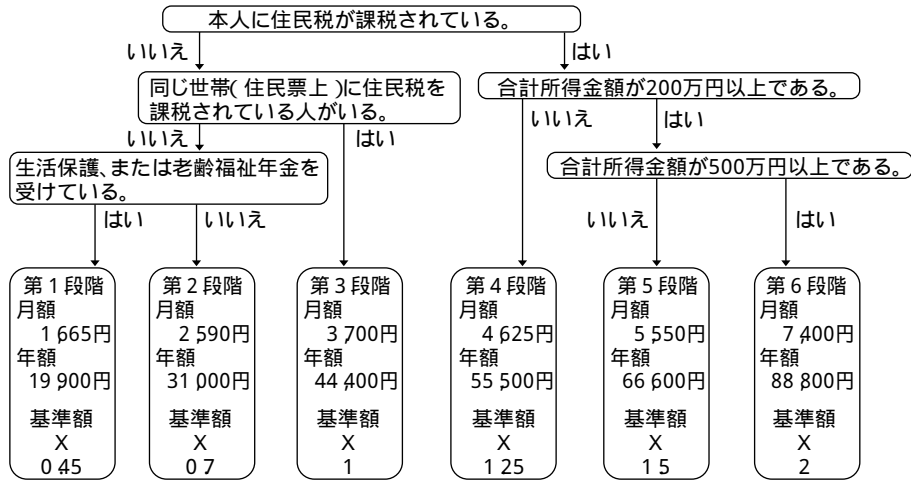


表2 介護保険料は所得に応じて決まります。あなたの介護保険料は?



40歳から64歳までの方(第2号被保険者)の保険料について

保険料は加入している医療保険の保険料(税)として一括して徴収されます。保険料の計算の仕方や額は、加入している医療保険によって異なります。

平成15年度中に65歳になる方の保険料は、誕生日の前日が属する月の前月分までは第2号被保険者として、誕生日の前日が属する月からは第1号被保険者としてそれぞれ月割りで計算されます。なお、国民健康保険に加入されている方は、医療分と合算しているため、国民健康保険の納期限(7月から翌年2月までの8回)に分けてお支払いいただくことになります。

表3 平成15年度の国民健康保険税の税率等

	医療分	介護分	
所得割額	加入者の前年総所得額から次の控除額を差し引いて右欄の税率を乗じて年額の所得割額を算定します。 基礎控除 33万円 (前年総所得額 - 基礎控除) × 税率	4.85% (0.0485)	0.95% (0.0095)
均等割額	加入者1人につき	年 22,200円	年 6,600円
平等割額	1世帯について	年 12,000円	年 2,700円
課税限度額	世帯単位の限度額は、右欄のとおりです。	年530,000円	年80,000円

納税義務者

国民健康保険では、住民票上の世帯主が国民健康保険に加入している、いないにかかわらず、国民健康保険税の納税義務を負うこととなります。ただし、平成14年度から住民票上の世帯主が国民健康保険に加入していない場合に限り、次の条件を満たしていれば、届け出ることに伴い、住民票の世帯主とは別の方で、国民健康保険

口座振替のご利用を

保険料のお支払いは便利な口座振替をご利用下さい。

申込用紙は、納税通知書に同封されているほか、市内の金融機関または郵便局にあります。被保険者証または納税通知書・通帳・通帳印をお持ちになり、「町田市税口座振替申込書」に記入し、お申し込み下さい。なお、口座振替をお申し込みいただいた後、手続きが完了するまでに1~2か月を必要とします。後日「口座振替開始時期のお知らせ」をお送りします。それまでの間は、納税通知書を使用して金融機関等の窓口でお支払い下さい。

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

保険料は今年の市民税課税状況及び合計所得金額を基に、6段階に設定されています(=表2)。

保険料の納め方

年金からの天引き(特別徴収)と、納付書または口座振替による納付(普通徴収)があります。

年金からの天引き(特別徴収) 老齢・退職年金を年額18万円以上受給している方が対象になります。

平成14年度の保険料が特別徴収されている方(平成14年10月から特別徴収されている方も含む)は、原則、引き続き年金から天引きされます。

平成15年度の前半4月・6月・8月の3回は2月と同額を天引きさせていただきます(これを仮徴収といいます)。その後決定した年間保険料額から仮徴収分の保険料を差し引き、残りの額を10月・12月・2月の3回に分けて天引きさせていただきます。

なお、平成15年度は保険料額が見直しされましたので、8月以前と10月以降で天引きされる金額に大幅な差が生じる場合があります。

保険料の賦課方法

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は4月1日現在の賦課期日で賦課されます。

障害年金または遺族年金だけを受給している方は年金からの天引きになります。

年度途中で65歳になられた方、65歳以上の方が他市町村から転出した場合、また、死亡や他市町村に転出した等により資格を取得・喪失した場合には、それぞれ月割りで賦課されます。資格を取得した場合、取得した日の属する月から、資格を喪失した場合は、喪失した日の属する月の前月まで、保険料が計算されます。

保険料の減免

次のような理由で介護保険料を納めることが困難な場合はご相談下さい。

- ・災害により住宅等に著しい損害を受けた場合
- ・世帯の生計を主として維持する者が失業などにより、収入が著しく減少した場合
- ・生活が著しく困窮している場合等(保険料段階が第1段階か第2段階で、収入が生活保護認定基準以下など、各種要件を満たしている場合)

介護保険料の納入

7月1日に65歳以上の方(第1号被保険者)へ平成15年度介護保険料納入通知書をお送りします。

介護保険は、介護サービスの提供をみんなで支えるため、65歳以上の方(第1号被保険者)と40歳~64歳までの方(第2号被保険者)に納めていただく保険料と、国・都・市からの公費(税金)で賄っています(=表1)。

平成14年度中に、65歳になつた方や他市町村から転入された方などで、4月1日現在、老齢・退職年金を年額18万円以上受給している方は、原則7月・9月までは普通徴収、10月からは特別徴収になります。

平成14年度中に、65歳になつた方や他市町村から転入された方などで、4月1日現在、老齢・退職年金を年額18万円以上受給している方は、原則7月・9月までは普通徴収、10月からは特別徴収になります。

平成14年度中に、65歳になつた方や他市町村から転入された方などで、4月1日現在、老齢・退職年金を年額18万円以上受給している方は、原則7月・9月までは普通徴収、10月からは特別徴収になります。

介護保険料の納入

7月1日に65歳以上の方(第1号被保険者)へ平成15年度介護保険料納入通知書をお送りします。

介護保険は、介護サービスの提供をみんなで支えるため、65歳以上の方(第1号被保険者)と40歳~64歳までの方(第2号被保険者)に納めていただく保険料と、国・都・市からの公費(税金)で賄っています(=表1)。

平成14年度の保険料が特別徴収されている方(平成14年10月から特別徴収されている方も含む)は、原則、引き続き年金から天引きされます。

平成15年度の前半4月・6月・8月の3回は2月と同額を天引きさせていただきます(これを仮徴収といいます)。その後決定した年間保険料額から仮徴収分の保険料を差し引き、残りの額を10月・12月・2月の3回に分けて天引きさせていただきます。

なお、平成15年度は保険料額が見直しされましたので、8月以前と10月以降で天引きされる金額に大幅な差が生じる場合があります。

平成14年度中に、65歳になつた方や他市町村から転入された方などで、4月1日現在、老齢・退職年金を年額18万円以上受給している方は、原則7月・9月までは普通徴収、10月からは特別徴収になります。

平成14年度中に、65歳になつた方や他市町村から転入された方などで、4月1日現在、老齢・退職年金を年額18万円以上受給している方は、原則7月・9月までは普通徴収、10月からは特別徴収になります。

国民健康保険税のお知らせ

問資格と課税 国保加入係 7224・21224
納税係 7224・21125
医療の給付 国保給付係 7224・21130

納税通知書を送ります

7月4日、国民健康保険加入者のいる家庭の世帯主の方に平成15年度の国民健康保険の納税通知書をお送りします。国民健康保険は地方税法の定めにより賦課を行っており、医療保険分と40歳以上65歳未満の方の介護保険分の合算が月割りで課税されます。国民健康保険税のうち医療分は医療費に充てられ、介護分は介護納付金として国に支払われています。今回の納税通知書は、5月末日までの前年所得をもとに算定しています(=表3)。

従って手続き日が6月以降の加入脱退や国保年金課で6月以降に把握した所得内容は反映されていません。それらを反映した納税通知書は、8月中旬に送られます。

昨年度との違い

【地方税法の改正に伴う国民健康保険条例の改正によるもの】

65歳以上の公的年金受給者に適用されていた17万円の公的年金特別控除が廃止されたため、対象の方は、医療分年82,455円の負担増となりました。

給与所得特別控除(2万円)が廃止されたため、対象の方は医療分年97,000円、介護分年19,000円の負担増となりました。

青色専従者給与及び事業専従者の控除が適用になり、またその控除額は、それぞれの専従者の個々の給与として課税の対象となりました。

土地・建物等を譲渡した場合、市都民税等と同様に特別控除が適用されました。

【国民健康保険条例の改正によるもの】

介護分の税率改正

国民健康保険での介護保険料は、国への介護納付金として支払われ、国からの請求額によって決定されます。介護保険利用者が増えていることから毎年増額となっており、その都度税額の見直しを行っています(=表4)。

表4 介護保険分の昨年との比較

	平成14年度	平成15年度
所得割	0.9%	0.95%
均等割	1人につき 年6,000円	1人につき 年6,600円
平等割	1世帯 年2,400円	1世帯 年2,700円
課税限度額	1世帯につき年7万円	1世帯につき年8万円

介護保険料のお知らせ

問高齢者介護課 ☎721・3110

きの対象にはなりません。納付書・口座振替による納付(普通徴収) 年金からの天引き(特別徴収)に該当しない方は、納付書により7月から翌年の2月までの8回に分けて各納期限までに最寄りの金融機関等で納めていただきます。また、普通徴収の方で、口座振替の登録をされている方は、引き続き指定口座から引き落としをします。なお、平成14年度中に、65歳になつた方や他市町村から転入された方などで、4月1日現在、老齢・退職年金を年額18万円以上受給している方は、原則7月・9月までは普通徴収、10月からは特別徴収になります。